令和元年度 被措置児童等虐待事案の公表について

令和 2 年 7 月 10 日 子供未来局子供家庭支援課

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき,令和元年度に仙台市において対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 被措置児童等虐待通告件数の状況(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

| 通告受理件数 | 内 訳 | | |
|--------|------|-----|--|
| 世口文坯件数 | 虐待該当 | 非該当 | |
| | | | |
| 7件 | 3 件 | 4 件 | |

2 被措置児童等虐待の状況

| | 被害児童 | 虐待の類型 | 施設種別 | 職員の職種 |
|------|---------|-------|-----------|-------|
| 事案1 | 高校男児 1名 | 心理的虐待 | 社会的養護関係施設 | 保育士 |
| 事案 2 | 女児 1名 | 性的虐待 | 一時保護施設等 | 児童指導員 |
| | 女児 1名 | 性的虐待 | 一時保護施設等 | 児童指導員 |

- 3 本市が講じた措置
 - ○施設に対する口頭による指導等 1件(事案 1)
 - ※施設側が作成している「被措置児童等虐待対応の手引き」及び再発防止策の提出を受け、改善状況確認を実施した。
 - ○当該職員の懲戒免職及び再発防止に向けた職員体制の強化と環境整備 1件(事案2)

【参考】

児童福祉法第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

|児童福祉法施行規則第36条の30| 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - 二 法第12条の4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項 の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種